

京丹後市多子世帯・三世代同居・近居支援補助金のご案内

京丹後市の定住促進及び少子化対策を図るため、多子世帯及び三世代同居・近居世帯を対象に、住宅確保に係る経費を支援します。**補助金を申請する場合は事業着手前の相談が必要です。**予算に限りがありますので、裏面の補助要件をご確認の上、早めにご連絡ください。

補助対象者

以下の①～④すべてに該当する人

- ① 多子世帯・三世代同居世帯・三世代近居世帯A/Bのいずれかに属する人(子の親又は祖父・祖母)
※子:18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある人で、胎児を含む

[多子世帯]

3人以上の子が属する世帯

[三世代同居世帯]

直線距離で2kmより離れて居住していた親子と子の祖父母が、住所変更により京丹後市内において同一の住宅に居住する(予定の)世帯

[三世代近居世帯A]

直線距離で2kmより離れて居住していた親子と子の祖父母が、住所変更により京丹後市内において直線距離2km以内に居住する(予定の)世帯

[三世代近居世帯B]

異なる市町村に居住していた親子と子の祖父母が、住所変更によりいずれも京丹後市内に居住する(予定の)世帯

- ② 自らが居住する住宅のリフォーム、購入又は賃借の契約者
③ 子の親権者の年収の合算額が750万円未満
④ 京丹後市内に定住する意思を有している

※この他にも要件があります。詳細は裏面をご確認ください。

補助対象経費・補助額

[補助対象経費]

下記の経費のうち該当するものいずれか一つ

[補助額]

補助対象経費の1/2以内で、上限額以内の額

- 住宅リフォーム費用:上限100万円
- 住宅購入に係る仲介手数料:上限40万円
- 住宅賃借に係る仲介手数料:上限5万円

※京都府外からの移住者(申請年度に京丹後市に転入をし、転入日前日において引き続き5年以上京都府外に住所を有していた人)が属する世帯は上限額2倍

※この他にも要件があります。詳細は裏面をご確認ください。

申請手続き

- ①事前協議[申請者→市]
(申請する場合は事業着手前の相談が必要です。)
- ↓
- ②交付申請[申請者→市]
- ↓
- ③交付決定[市→申請者]
- ↓
- ④事業着手[申請者]
- ↓
- ⑤実績報告[申請者→市]
(事業完了日から起算して1か月を経過した日又は年度末のいずれか早い日までに報告してください。)
- ↓
- ⑥交付確定[市→申請者]
- ↓
- ⑦請求[申請者→市]
- ↓
- ⑧交付[市→申請者]

補助対象者の要件

以下の要件すべてに該当する人が補助対象者です。

ただし、同一の世帯(三世代同居・近居世帯を含む)において該当者が複数ある場合は、いずれか一人のみとします。

- ① 多子世帯・三世代同居世帯・三世代近居世帯A/Bのいずれかに属する人(子の親又は祖父母)
※子:18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある人で、胎児を含む
[多子世帯]
3人以上の子が属する世帯
[三世代同居世帯]
同一の住宅又は直線距離2km以内にある住宅に居住したことがない親子及び子の祖父母のうちいずれか一方又は両方が、申請年度内に住所変更を行い、これにより親子及び子の祖父母が京丹後市内において同一の住宅に居住する(予定の)世帯
[三世代近居世帯]
同一の住宅又は直線距離2km以内にある住宅に居住したことがない親子及び子の祖父母のうちいずれか一方又は両方が、申請年度内に住所変更を行い、これにより下記のA又はBのいずれかに該当する(予定の)世帯
A:京丹後市内においてそれぞれの住宅から直線距離2km以内に居住すること
B:異なる市町村に居住していた親子と子の祖父母がいずれも京丹後市内に居住すること
- ② 自らが居住する住宅のリフォーム、購入又は賃借の契約者
- ③ 子の親権者の年収の合算額が750万円未満
- ④ 京丹後市への居住が一時的なものではなく、京丹後市内に定住する意思を有していること
- ⑤ 世帯(三世代同居・近居の場合は祖父母世帯を含む)の全員が、府税及び市税等を滞納していないこと(移住者は申請年度の前年度においても個人住民税を滞納していないこと)
- ⑥ 世帯(三世代同居・近居の場合は祖父母世帯を含む)の全員が、暴力団員等でないこと

補助対象経費の要件

以下の経費のうち該当するものいずれか一つが補助対象経費です。

- 多子世帯が居住するため又は三世代同居・近居するために必要な住宅のリフォームに要する費用
・着手日が申請年度の4月1日以降のものに限る。(交付決定前に着手する場合は事前着手届が必要)
・申請年度末までに支払いが完了するものに限る。
・市内業者と契約して行う工事に係るものに限る。
- 多子世帯が居住するため又は三世代同居・近居するために必要な住宅の購入に係る仲介手数料
・契約日が申請年度の4月1日以降のものに限る。(交付決定前に契約する場合は事前着手届が必要)
・申請年度末までに支払いが完了するものに限る。
- 多子世帯が居住するため又は三世代同居・近居するために必要な住宅の賃借に係る仲介手数料
・契約日が申請年度の4月1日以降のものに限る。(交付決定前に契約する場合は事前着手届が必要)
・申請年度末までに支払いが完了するものに限る。

補助金の併用について

他の補助金との併用可否については、個別にお問い合わせください。



問合せ先・申請先

京丹後市役所 市長公室 政策企画課 移住定住推進係
☎0772-69-0120 ✉kikaku@city.kyotango.lg.jp